

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している】</p> <p>① 山頂から概ね3km付近まで流下する火砕流が複数回発生するなど、火砕流または融雪型火山泥流（積雪期）の居住地域への到達が切迫していると判断した場合</p> <p>② 溶岩流の先端が居住地域から概ね1kmまで接近し、居住地域への到達が切迫していると判断した場合</p> <p>③ 溶岩ドームのさらなる成長</p> <p>④ 山頂周辺で地割れ形成を伴うような大きな地殻変動</p>	各レベルに該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められ、今後噴火が発生しても居住地域への重大な影響がなくなると判断した場合には、レベルを引き下げ
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <p>⑤ 居住地に到達する火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が発生</p> <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>① 地震活動のさらなる増大と山体の膨張を示す地殻変動の進行</p> <p>② 火砕流、溶岩流が山頂から概ね3km付近まで流下するなど、今後居住地域に達する可能性があるとして判断した場合</p> <p>③ 溶岩ドームの成長</p> <p>④ 積雪期に、火砕流を伴う噴火の発生により融雪型火山泥流が居住地域に到達することが予想される場合</p>	る。
3	<p>【山頂から概ね4km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火や居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流等を伴う噴火の可能性】</p> <p>① 噴出物中の新鮮なマグマ物質、二氧化硫黄放出量の増加などマグマ噴火の兆候が認められる場合</p> <p>② 水蒸気噴火を頻繁に繰り返し、噴火の規模に増大傾向が認められる場合</p> <p>③ 山体の膨張を示す地殻変動が観測される状況で、山体で振幅の大きな地震（M2程度以上）が複数回発生するなど地震活動が活発化</p> <p>④ 溶岩ドームの出現</p> <p>【山頂から概ね4km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火や居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流等を伴う噴火の発生】</p> <p>⑤ 山頂から概ね2km を超えて大きな噴石を飛散させる噴火が発生</p> <p>⑥ 噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が流下したが、その影響範囲が火口周辺に留まるなど、居住地域には達しないと判断した場合</p>	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
2	<p>【山頂から概ね2km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火の可能性】</p> <p>① 噴気活動の明瞭な活発化（前10日平均で噴気の長さが概ね400m以上）</p> <p>② 火山性地震の明瞭な増加（任意の24時間で25回以上）</p> <p>③ 振幅の大きな火山性微動の発生</p> <p>④ 下記の観測項目で複数項目が該当する場合</p> <p>➢ 噴気活動の活発化（前60日平均で噴気の長さが概ね150m以上）</p> <p>➢ 火山性地震の増加（前30日の積算で10回以上）</p> <p>➢ 山体の膨張を示す地殻変動</p> <p>⑤ 火山灰を含んでいることが監視カメラで確認できるほどの明瞭な噴火の発生</p> <p>【山頂から概ね2km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火の発生】</p> <p>⑥ 山頂から概ね1km 程度まで大きな噴石を飛散させる噴火が発生</p> <p>⑦ 空振を伴う爆発地震や噴火微動が発生</p>	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には影響を及ぼす範囲を山頂から概ね1km 以内に縮小する。
	<p>【山頂から概ね1km 以内（想定火口域）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>① 噴気活動がやや活発化（前60日平均で噴気の長さが概ね100m以上）し、火山性地震がやや増加（前30日の積算で5回以上）</p> <p>② 現地での異常確認（想定火口域内の過去の活動火口や現在の噴気孔近傍に、火山灰や泥の噴出などのごく小規模な噴火の痕跡がみられた場合等）</p>	左記の条件を満たさなくなる、あるいは噴気活動や地震活動が通常時の状況に戻る傾向が明瞭になった場合にレベル1に引き下げる。
	<p>（レベル1の火山活動の状況）</p> <p>【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】</p> <p>・噴気活動や地震活動に変化がみられたり、山体のわずかな膨張が認められたりする。</p> <p>【火山活動は静穏】</p> <p>山体の膨張を示す地殻変動が認められず、噴気の長さは概ね100m未満、火山性地震は少なく、月に数回程度で推移する。</p>	

- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を公表する。
- 火山の状況によっては、異常な現象が観測されずに噴火する場合もある。レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
- 各基準の番号は、「新潟焼山の噴火警戒レベル判定基準とその解説」において、「4. 噴火警戒レベルの判定基準とその考え方」で説明される番号に対応する。[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level\\_ki\\_junn/307\\_level\\_kaisetsu.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level_ki_junn/307_level_kaisetsu.pdf)